

「徳島県障害者施策基本計画(案)」及び 「徳島県障害福祉計画(第3期)(案)」について

1 計画の位置づけについて

- (1) 「徳島県障害者施策基本計画(案)」(障害者基本法第11条第2項に基づく障害者計画)
障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的事項を定める計画。
現行計画は「新徳島県障害者施策長期計画」。
- (2) 「徳島県障害福祉計画(第3期)(案)」(障害者自立支援法第89条第1項に基づく障害福祉計画)
各市町村を通じた広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して、必要な量の見込み等を定めた実施計画。
現行計画は「徳島県障害福祉計画(第2期)」。
- (3) 「徳島県障害者施策基本計画(案)」と「徳島県障害福祉計画(第3期)(案)」との関係
「徳島県障害福祉計画(第3期)(案)」は、障害福祉サービス等の必要な量の見込み等を定める実施計画であることから、「徳島県障害者施策基本計画(案)」の「生活支援」部門に位置づけられる。

◆「徳島県障害者施策基本計画(案)」と「徳島県障害福祉計画(第3期)(案)」の関係イメージ図

徳島県障害者施策基本計画(案)

- 第1章「総論」
・ 基本理念, 基本的考え方
計画の推進, 計画期間 等
- 第2章「各論」
1 啓発・広報
2 教育・育成
3 雇用・就労
4 情報・コミュニケーション
5 保健・医療
- 6 生活支援**
- 7 ユニバーサルな生活環境
8 スポーツ・レクリエーション及び文化
- 別冊「重点・主要施策の実施計画」
・ 各論における施策ごとの
具体的取組事業

徳島県障害福祉計画(第3期)(案)

- 第1章「基本的事項」
・ 趣旨, 基本理念, 計画期間 等
- 第2章「目標値の設定」
・ 地域生活への移行
・ 一般就労への移行 等
- 第3章「障害福祉サービス・相談支援」
・ 訪問系サービス
・ 日中活動系サービス 見込量
・ 居住系サービス
・ 相談支援
- 第4章「相談支援体制」
・ 各機関の役割, 連携イメージ
- 第5章「地域生活支援事業」
・ 必須事業, 任意事業

※ 両計画とも、現行計画が本年度で終了するため、今年度末までに新計画を策定する。

2 「徳島県障害者施策基本計画（案）」の要点

- 現行計画（「新徳島県障害者施策長期計画」）を継承する。
- 「障害者基本法」の一部改正や、「障害者虐待防止法」の成立等による「新たな理念や規定」を反映し、必要な時点修正を行う。

今回、追加・見直しを行う項目（案）

◆ 障害者の定義の見直し（障害者基本法に準拠）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

◆ 選挙等における配慮を追加

◆ 消費者としての障害者の保護を追加

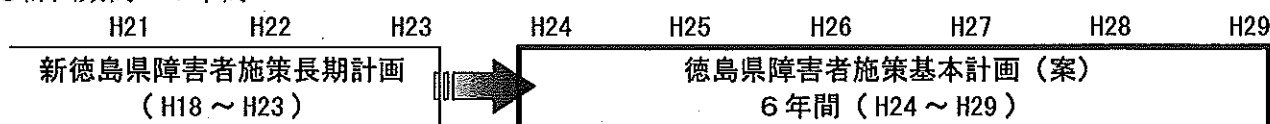
◆ 障害者虐待防止措置を追加

◆ 虐待に対する保護及び自立支援措置を追加

◆ 司法手続における配慮を追加

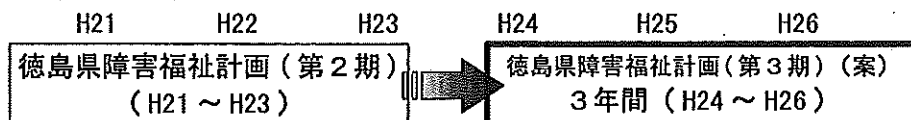
等

○計画期間：6年間



3 「徳島県障害福祉計画（第3期）（案）」の要点

- 国の基本指針に基づいて目標を設定（目標年度は平成26年度）する。
- 障害福祉サービス等の必要な量の見込み（平成24年度～平成26年度）等を定める。
- 国は、平成25年8月までに「障害者総合福祉法（仮称）」の施行を目指しており、計画期間中に計画を見直す可能性がある。
- 計画期間：3年間



4 今後のスケジュール

平成23年	12月8日	11月議会（人権・少子・高齢化対策特別委員会）にて概要案を報告
	12月中旬	徳島県地方障害者施策推進協議会（素案を作成）
	12月下旬～	パブリックコメント（1ヶ月間）
平成24年	2月	2月議会にて報告
	3月下旬	徳島県地方障害者施策推進協議会（最終案を審議）
	4月～	新計画の計画期間開始